

地域プロジェクトマネージャー推進要綱

令和3年3月31日（総行応第76号）制定
令和5年3月31日（総行応第92号）一部改正
令和7年3月31日（総行応第95号）一部改正
令和8年3月26日（総行応第66号）一部改正

第1 趣旨

高度経済成長に伴って都市圏へと人口が流出するとともに、少子高齢化の進行により人口の自然減が生じている地方圏は、国全体よりもかなり早い時点で人口減少・高齢化時代に突入しており、それを克服するために国、都道府県、市町村及び地域レベルで多様な取組が行われ、地域の活性化に向けた様々な努力が続けられている。総務省としても、地域おこし協力隊や地域活性化起業人（旧地域おこし企業人）など都市部人材の地方回帰を支援する施策を通じて、地方自治体の取組を支援してきているところである。

地方自治体が、自らの地域を活性化させるため、地方創生の実現に向けた事業に取り組む場合、そのプロジェクトの規模や態様に応じて、行政だけではなく、地元の民間企業、関係団体といった地域の人々を巻き込みつつ、必要に応じて専門的知識を有する外部人材等も招へいしながら進めていくことが重要となる。その際には、行政と民間の考え方の違い、地域の人々と外部人材の発想の違いなどを理解し、それぞれの主体を繋げることのできる、いわゆる「ブリッジ人材」が必要となる。

地方自治体がプロジェクトの実施により着実に成果をあげていくためには、専門的知識や経験を持ち、プロジェクトに関わる多様な主体の考え方や発想を理解して、それらの間を適切に調整し、及び橋渡ししながら、関係者をチームとしてまとめあげ、現場の責任者としてプロジェクトを推進していくことのできる人材を配置することが極めて重要である。

これらを踏まえ、総務省として、第2以下に掲げる「地域プロジェクトマネージャー」の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

地方自治体が自らの地域を活性化させるため重要プロジェクトを実施する際、行政、地域、民間及び外部専門家等の関係者間を橋渡ししながら現場責任者としてプロジェクトを推進する地域プロジェクトマネージャーを任用し、着実に成果をあげていくことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

（1）地域プロジェクトマネージャー

地域プロジェクトマネージャーは、おおむね1年以上3年以下の期間、市町村が実施する地域の重要プロジェクトの現場における責任者としてプロジェクトチームを運営し、関係者間を適切に調整し、及び橋渡ししながら当該プロジェクトを推進するとともに、人材育成や体制整備などプロジェクトの自走化に向けた手立てを講じることにより、地

域活性化に向けた成果をあげていく者をいう。

(2) 地方自治体

地方自治体は、実施する重要プロジェクトの目的、数値目標、推進体制及び予算等を明確にし、その推進に必要なマネジメント人材の要件定義を行って広報・募集等を行い、公平性及び透明性を担保したうえで当該プロジェクトの現場責任者とする者を決定し、地域プロジェクトマネージャーとして2名まで任用してプロジェクトに従事させる。

なお、その際には、民間企業、NPO 法人、大学等に属する有識者又は地域おこし協力隊経験者等、第三者の助言を得ながら行うことが考えられる。

(3) 総務省

総務省は、地域プロジェクトマネージャーを任用して地域活性化に取り組む地方自治体に対して、別紙1のとおり必要な財政上の措置を行うほか、先進事例・優良事例の調査やそうした事例の地方自治体への情報提供、地域プロジェクトマネージャーに対する研修機会の提供等を行う。

第3 対象

(1) 「地域プロジェクトマネージャー」

この要綱における「地域プロジェクトマネージャー」とは、次に掲げる①から④までの全てに該当する者をいう。

- ① 地方自治体に会計年度任用職員として任用され、市町村長等の事業責任者の意図を理解し事業の目標を共有したうえで、行政、地域、民間及び外部専門家等の関係者間を橋渡ししながらチームとしてまとめあげ、(2)に規定する当該自治体の重要プロジェクトの推進に現場責任者の立場で従事する者であること。なお、名称は、地域の実情に応じて定めるものとする。
- ② ①の任用に当たっては委嘱状の交付等による委嘱を行うとともに、その対象者及び従事するプロジェクトの内容等をウェブサイト、広報誌等で公表するものであること。
- ③ プロジェクトへの従事期間は、おおむね1年以上3年以下であること。
- ④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を異動させた者であること。ただし、以下のいずれかに該当する者については、この限りでない。
 - ・プロジェクトを実施する市町村において過去に「地域おこし協力隊員」、「地域おこし企業人」又は「地域活性化起業人」として活動した経験があり、かつ、任用時に当該市町村に生活の拠点があるとともに当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者
 - ・プロジェクトを実施する市町村以外の市町村において過去に「地域プロジェクトマネージャー」として活動した経験があり、かつ、任用時にプロジェクトを実施する市町村に生活の拠点があるとともに当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者

(2) 「重要プロジェクト」

この要綱における「重要プロジェクト」とは、地域活性化に資するプロジェクトとして市町村が主体的に、かつ、地方創生の実現に向けた事業の柱として実施するものであるが、その具体的内容は、地域の実情に応じて地方自治体が自主的な判断で決定し、案件として組成するものであること。

また、以下に例示するように、団体として推進の意思決定が行われるとともに住民等への周知が行われているものであること。

- ・地方自治体の総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略又は個別の政策分野に係る計画等に位置づけられているとともに、その進捗について公表し評価を受けることとなっているもの
- ・事業の概要（任用する地域プロジェクトマネージャーやその担任する業務を含む）や進捗について地方自治体のウェブサイトや広報誌を通じて広く住民等へ周知が図られているもの

第4 その他事業推進に当たっての留意事項

- (1) 本制度は、地方自治体がプロジェクトを実施することにより地域を活性化していくことを支援するものであり、総務省はその取組実績を事後的に調査のうえ、別紙1のとおり、財政上の措置を講じるものであること。なお、本制度の活用には、地方自治体において、本要綱第3(2)の重要プロジェクトが、必要な予算及び人員の確保をはじめとする推進体制も含めて適切に組成されていることが前提となるものであること。
- (2) 地域プロジェクトマネージャーは、会計年度任用職員として地方自治体に任用されるものであるが、その勤務条件については、地域の実情に応じつつ、労働基準法（昭和22年法律第49号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第100号）等の関係法令の規定並びに他の非常勤職員等との権衡の観点等を踏まえ、適切に設定すべきものであること。なお、受入自治体は、総務省から必要な情報提供等を行うため、地域プロジェクトマネージャーの任用前に総務省へ連絡すること。
- (3) 地域プロジェクトマネージャーは、自らの主たる業務として任用された地方自治体の重要プロジェクトに従事し、任用期間中に地域活性化の成果をあげるよう努めるものであること。
- (4) 地域プロジェクトマネージャーは、任用時に地方自治体から交付される委嘱状等に記された名称を用いて、業務に従事すること。
- (5) 地方自治体は、地域プロジェクトマネージャーが円滑に業務に従事できるよう、研修の実施、地域との交流の機会の確保など必要な配慮を行うこと。
- (6) 上記のほか、別紙2「地域プロジェクトマネージャーの活用における留意事項について」の内容についても厳に留意すること。

「地域プロジェクトマネージャー」の推進に向けた財政措置について

地方自治体が、本要綱に基づき地域プロジェクトマネージャーを任用して地域活性化に取り組む場合は、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

1. 算定対象

地域プロジェクトマネージャーについて、本要綱第3(1)に該当する者(ただし、1市町村当たり2名まで)を算定対象とする。

2. 対象経費

地域プロジェクトマネージャーの報償費等(期末手当等の各種手当を含む。)

3. 措置額

地方自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額とする。ただし、地域プロジェクトマネージャー1名につき、その合計額が7,000千円を超えるときは、7,000千円を上限とする。

なお、年度の中途から地域プロジェクトマネージャーを任用する場合にあっては、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とする。

地域プロジェクトマネージャーの活用における留意事項について

「地域プロジェクトマネージャー」制度の活用においては、「地域プロジェクトマネージャー推進要綱」第4に記載の留意事項のほか、以下の点について、特に留意すること。

- 地域プロジェクトマネージャー（以下、「地域プロマネ」という。）は、生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を異動させた者等を地方自治体が任用するものであり、地域おこし協力隊経験者のみを任用することを想定したものでないこと。また、地方自治体における重要プロジェクトの存在を前提とした制度であるため、地方自治体においては、まず、重要プロジェクトを組成する必要があること。

したがって、本制度の活用の際には、市町村において、重要プロジェクトが、必要な予算及び人員の確保をはじめとする推進体制も含めて適切に組成されていることが前提となること。そして、実施する重要プロジェクトの目的、数値目標、推進体制及び予算等を明確にする必要があること。

- 地域プロマネの人材要件については、当該「重要プロジェクト」の推進に必要なマネジメント人材の要件定義を行う必要があること。

具体的には、あらゆるプロジェクトに共通し得る抽象的な要件定義ではなく、地域プロマネが従事する重要プロジェクトに合わせた具体的な人材の要件定義が必要となること。

後述のとおり、地域プロマネの選任については、公募など公平性・透明性を担保することが重要であり、ターゲットとする層に採用情報を着実に届けるためには、適切な人材の要件定義が不可欠であること。そのため、プロジェクトの目的や数値目標、推進体制等を適切に踏まえ、採用権限を有する者（首長やその委任を受けた人事当局）と現場（着任予定の部署）が適切に意思疎通を行った上で要件を定義すること。

- 選任方法について、公平性・透明性の担保が重要であること。

上述のとおり、地域おこし協力隊経験者のみを対象とした制度ではないため、公平性・透明性の担保について、十分な期間をとって公募するなど、対外的に説明できるようにし、地域おこし協力隊経験者の単なる処遇改善等と受け止められないようにすること。

- 地域プロマネへの報償費等を含むプロジェクト予算について、議会での審議を通じて議論や説明を行った上で、地域プロマネを選任することが重要であること。